

## 議第45号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

京都市長 門川大 作

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1 体育室の項から第2 会議室、第3 会議室及び第4 会議室の項までを次のように改める。

体育室	体育館競技場の全面利用の場合	アマチユアスポーツ	A	9,210	A	7,850	12,570	9,420	C	22,000	C	17,800	E	43,780	E	35,070	
			F	38,540	F	30,880											
		その他	B	7,330	B	6,280	36,660	27,230	D	16,760	D	13,610	G	41,900	G	33,500	
			H	36,660	H	29,310											
		その他	全面利用(1時間につき)	A	24,930	A	19,380	36,660	27,230	C	64,950	C	51,330	E	126,540	E	97,940
				F	111,870	F	86,410										
				G	124,650	G	96,360										
				H	109,980	H	84,830										
		その他	部分利用	別に定める。													
体育館競技場		A	3,030						C	5,230				E	10,660		
			F	9,410													

第1会議室	の全面と併用する場合		2,400					
		B	2,400	D	3,980	G	10,030	
	その他	A	4,920	C	8,170	E	19,060	
		B	4,290	D	6,910	F	17,800	
	第2会議室、第3会議室及び第4会議室	体育館競技場の全面と併用する場合	A	1,880	C	3,350	E	6,800
			B	1,570	D	2,610	F	6,060
		その他	A	3,140	C	5,230	G	6,490
			B	2,820	D	4,500	H	5,750

別表第2 備考以外の部分中

円	円	円	円
3,080	2,570	5,140	4,110
9,250	6,680	14,400	11,310
610	1,230		
300	720		

を

円	円	円	円
3,140	2,610	5,230	4,190
9,420	6,800	14,660	11,520

620	1,250
310	730

に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市市民スポーツ会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市市民スポーツ会館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

## 提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。